

## 令和3年度第4回亀山市地域公共交通会議の書面決議について

第4回会議の協議事項については、以下の2点となります。

- (1) 地域公共交通計画策定について
  - ・関係資料…資料1～4
- (2) 乗合タクシーの利用促進策について
  - ・関係資料…資料5

令和4年度を始期とする新たな地域公共交通計画を策定するため、関係資料をご覧ください、ご意見をいただきますようお願いいたします。

また、令和4年度の乗合タクシー利用促進策についても、ご意見をいただきますようお願いいたします。

### 【資料説明】

#### 〔1〕地域公共交通計画策定について

まず、資料1については、前回配布した計画の素案に、地域意向調査の結果と施策・事業を追加し、計画案としてまとめたものです。最初に資料2から資料4をご覧くださいから、資料1の計画案をご覧くださいと思います。

#### 【資料2】

資料2については、公共交通に関する地域意向調査で、22の地域まちづくり協議会に対して実施した調査の結果です。内容としては、「地域の日頃の交通行動の中で、バスや乗合タクシーをどのように活用いただいているか」、また「地域公共交通について地域の考え方」などを聞いており、調査結果については、平成28年11月に現計画を策定した際にも同様の調査を行っていますので、それと比較してまとめています。

主なものとして、2ページの「問1」バスの必要性については、平成28年度は全地区で「必要である」「どちらかと言えば必要である」と答えていたのに対して、今回は「不要」といった回答も数件ありました。7ページの「問6」でまち協内でのバス等を検討する部会の有無を尋ねていますが、「検討する部会がある」「まちづくり協議会で検討している」と回答した地区が18%（4地区）に対し、「検討する部会がない」と回答した地区が68%（14地区）と前回の調査を比べて地域で検討する環境が減っているのがわかります。

また、8ページの「問7」の地域の公共交通への関わり方では、地域と行政がそれぞれの役割を持って地域の公共交通を維持していくという考え方について、この考え方に賛成し「積極的に参加したい」「できるだけ参加したい」と回答した地区が23%（5地区）で前回の調査の54%から大きく減っています。反対

に「行政及びバス事業者が主体となって運行を検討することが望ましく、賛成できない」が18%（4地区）と前回の調査から増えています。

最後に、10ページの「問9」で外出する際の移動環境に対する満足度を聞いています。「どちらとも言えない」が36%と最も多いですが、前回の調査に比べると「満足」「やや満足」が増加しています。あと、この調査結果には自由記述も全て記載しておりますので、またご覧いただければと思います。

### 【資料3】

資料3については、現計画の課題分析を新計画の基本計画にどのように反映させたかを一枚にまとめています。前回の会議に現計画の検証結果を報告させていただきましたが、「現状分析はできているけれど、その検証結果がどのように基本方針に反映されたかというところが分かりづらい」という意見がありましたので、資料3のようにまとめました。

左側には課題の分析と集約、右側には基本方針を記載しています。まず、計画の評価や市の現状、市民アンケートなどから個別課題を洗い出し、それに公共交通を取り巻く社会情勢の変化、亀山市の上位関連計画を踏まえ、課題抽出を行っています。第3回会議で配布した資料2の172ページ以降も併せてご覧いただくと、抽出した課題が①から④の4つに集約されています。これらに関する課題をまとめ、さらに赤と青で色分けして、「検証結果からの課題」と「新たな課題」の2つに分けました。これらの課題を解決するため、新計画の基本方針を打ち出していますが、図のようにそれぞれの課題が①から⑤の基本方針に対応できるよう整理しています。その整理の中で、基本方針⑤の一番下の「近隣自治体との連携強化」の部分が欠如しておりましたので、今回新たに追加しています。

### 【資料4】

資料4については、左側が現計画の施策と事業、右側が新計画の施策と事業となっています。左側の現計画の表の一番右の欄をご覧いただくと、次計画への継続の有無が記載してあり、完了したものを除いて全ての項目を、新計画に引き継いでいます（※名称を変更したものもあります）。それを基本方針ごとに整理し直し、新規の事業については赤色で示しました。新たな事業は次のとおりです。

#### 基本方針①

##### ■乗合タクシー制度の出前講座の開催

※現計画に記載ない事業ですが、既に実施していますので、カッコ書きで「実施済み」と表記しています

#### 基本方針③

##### ■乗合タクシーの運行及びサービス水準の向上

##### ■ニーズやサービス、コストを考慮した市内地域公共交通の最適な組み合わせによる運行の協議

#### 基本方針④

- A I や I o t など新技術による交通サービスの調査研究
- 感染防止対策
- アクセス向上のためのダイヤの見直し

#### 基本方針⑤

- 地域ボランティアによる乗合タクシーの乗車支援
- 交通系 I C カードを活用した利用促進策の実施
- 近隣自治体との乗り継ぎ改善と相互乗り入れの協議

以上が資料 2 から資料 4 の内容であり、これらの内容を反映させたのが資料 1 の計画案になります。

#### 【資料 1】

資料 1 については、前回会議に素案として全体をお示ししていますので、変更したところ、追加したところを中心に説明させていただきます。

変更および追加箇所は、第 1 章、第 3 章、第 6 章です。

まず、第 1 章については、表題を「計画策定の背景と目的」から「計画の概要」に変更し、構成を整理し直しています。

2 ページの 1 - 2 「上位・関連計画との関連性」、1 - 3 「計画の区域」、3 ページの「計画の期間」を、分かりやすいように第 3 章から第 1 章に持ってきています。また、この計画の対象とする交通手段の範囲を明確にするため、1 - 5 「対象とする交通手段」を新たに追加しています。主な対象は、公共交通である民間タクシー、乗合タクシー、路線バス、鉄道とし、令和 2 年の活性化再生法の一部改正により「地域の輸送資源を総動員しながら、持続可能な輸送サービスの提供を確保していく」という考えから、福祉有償運送やスクールバス等もこの計画の対象となることを踏まえ、計画期間内において輸送実態を把握し、今後の活用方策を検討していくものとしています。

第 3 章については、3 - 6 の中に「地域の意見の内容」を追加しており、39 ページ、40 ページに、資料 2 の内容を抜粋して記載しています。

第 6 章については、6 - 1 から 6 - 3 の 3 項目を追加しており、50 ページ以降となります。6 - 1 「公共交通の機能分類とサービス水準の設定の考え方」と 6 - 2 「公共交通維持確保改善の考え方」については、現計画の内容を継承しています。58 ページからの 6 - 3 「施策・実施主体・スケジュール」については、第 5 章の目的や基本方針にぶら下がる施策・事業として、資料 4 で説明した内容を、5 つの施策ごとに記載しています。

以上が、(1) 地域公共交通計画策定についての説明となります。

## **(2) 乗合タクシーの利用促進策について**

乗合タクシーについては、これまで「1. 利用状況」のように制度の見直し等を行いながら、利用者の利便性を高めてきたことで、利用者数も堅調に伸びています。また、今年度は新型コロナウイルスのワクチン接種を目的に多く利用されており、自分の都合に合わせて利用できる身近な公共交通として、定着が図られてきたものと考えています。

さて、令和4年度においても利用促進策を講じて、更なる乗合タクシーの制度定着を図る必要があります。「2. 方針」に記載のように、これまで令和元年度から令和3年度までの3年間に登録者全員に無料体験乗車券を配布してきましたが、前述のように現登録者にとっては制度が定着しつつあることから、新規登録者に限り無料体験乗車券を配布したいと考えています。内容としては、これまでの3,000円分の券から、ゾーンに関係なく1乗車を無料とする券を4枚(2往復分)配布します。

また、乗合タクシー制度の継続的周知として、出前講座の開催、地域ボランティアによる乗合タクシーの乗車支援など、6項目により取り組んでいきたいと考えています。

以上が、(2) 乗合タクシーの利用促進策についての説明となります。